

八尾市国土強靱化地域計画（概要版）

I 計画の策定趣旨・位置づけ

1. 計画の策定趣旨

- ・平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。
- ・また、大阪府においても平成28年3月に「大阪府強靱化地域計画」が策定されており、国・府による計画的な強靱化の取組みが進められています。
- ・本市においても「八尾市国土強靱化地域計画」を令和2年12月に作成し、令和4年3月には、八尾市第6次総合計画を踏まえた修正を行いました。
- ・その後、基本法が制定されてから10年が経過しようとする中、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に基本法の改正が行われています。
- ・令和5年7月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえた基本計画の変更が行われており、本計画の取組みの加速化・深化を図ることとしています。
- ・本市におきましても基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動・経済活動が可能な限り速やかに回復することができる「しなやかさ」を持ったまちづくりを進めることを目的とした国土強靱化の取組みを進めていきます。

2. 計画の位置づけ

- ・本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び「大阪府強靱化地域計画」と調和を保った計画です。
- ・また、本市の総合計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針とするものです。
- ・総合計画を始めとする各種行政計画に基づくまちづくりが着実に推進されるよう、本計画に基づき事前防災や減災、迅速な復旧に資する施策を推進し、本市の持続的な成長を支えます。

3. 計画期間

- ・計画期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

II 計画の基本的な考え方

1 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2 対象とするリスク

○地震

- ・本市域の震度が最も強くなるケースは「生駒断層帯」による地震で、最大震度7と想定されています。
- ・南海トラフ巨大地震の発生確率は、30年以内に80%と評価されています。（最大震度6弱）

○風水害（大雨・台風）

- ・本市が属する寝屋川流域は大部分が低平地であり、流域の約3／4は、雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」となっていることから、厳しい治水環境となっており、内水氾濫と外水氾濫を想定しています。

○風水害（土砂災害）

- ・生駒山地にある全ての溪流が土石流危険溪流となっており、また、生駒山地、山麓地付近に急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所があり、豪雨等により土砂災害が発生する可能性があります。
- ・現在、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等から土砂災害の被害を受けるおそれのある区域について、大阪府により、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定されています。

3. 計画推進にあたっての実施方針

- (1) 的確な維持管理と施設の強靱化
- (2) ハード面・ソフト面を組み合わせた適切な対策の実施
- (3) 市民等の連携や主体的な参画
- (4) 効率的・効果的な施策推進

III 起きてはならない最悪の事態と脆弱性評価

1. 起きてはならない最悪の事態

- ・基本目標を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして起きてはならない最悪の事態を設定しています。

【事前に備えるべき目標】

- 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3. 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2. 脆弱性評価

- (1) 脆弱性評価の考え方
 - ・大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本市における脆弱性を評価するとともに、その対応策を検討します。
- (2) 起きてはならない最悪の事態
 - ・「事前に備えるべき目標」について、脆弱性評価を実施することにより、その妨げとなるものとして28項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

IV 具体的な取組み

- ・脆弱性評価を踏まえ、本市が推進していく具体的な防災・減災の取組みを次ページに示します。

■6つの「事前に備えるべき目標」／ 28項目の「起きてはならない最悪の事態」／ 最悪の事態を回避するための209の必要な取組み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		必要な取組み（最悪の事態を回避するための主な施策）	施策数
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	1.地区防災計画の策定支援 2.市有建築物の老朽化対策・機能更新等の推進 7.広域緊急交通路等の通行機能確保 等	20
		1-2	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	3.防火地域等の指定促進 4.空家等対策の推進 5.緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進 等	16
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	2.治水対策 3.都市基盤施設の老朽化対策 4.ため池防災・減災対策の推進 6.豪雨時の冠水対策 等	17
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	1.土砂災害対策 2.森林等の保全 15.下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保 18.長期湛水の早期解消 等	19
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	4.消防体制の充実強化 7.地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 9.迅速な道路啓開の実施 等	10
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2.災害医療体制の整備 3.医薬品、医療用資器材の確保 5.救急救命士の養成・能力向上 等	9
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	4.災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム）の確保体制の充実・強化 8.愛護動物の救護 等	9
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	1.食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化 2.医薬品、医療用資器材の確保 9.水道の早期復旧及び飲用水の確保 等	12
		2-5	大量の帰宅困難者の発生、混乱	1.帰宅困難者対策の確立 2.中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の支援 等	3
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	1.救出救助活動体制の充実・強化 2.道路防災対策（法面对策等） 5.迅速な道路啓開の実施 等	5
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	2.被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施 6.生活ごみの適正処理 7.し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 等	8
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全	2.初動体制の運用・改善 4.他自治体との相互応援体制の強化 5.防災情報の収集・伝達機能の充実 等	6
		3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	1.市役所本庁舎・出張所等の機能・設備の充実 2.業務継続計画の適切な運用 3.受援体制の整備	3
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下	2.ライフライン事業者との連携 5.公共交通ネットワークの充実 6.広域緊急交通路等の通行機能確保 等	8
		4-2	有害物質等の大規模拡散・流出	1.火災類・高圧ガス製造事業所の保安対策の推進 2.管理化学物質の適正管理指導 3.有害物質の拡散防止対策 等	4
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	1.食料等の安定供給 3.災害復旧に向けた体制の充実 等	3
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下	1.災害復旧に向けた体制の充実 2.森林等の保全 3.土砂災害対策	3
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生	3.防災情報の通信体制の整備 7.防災拠点等の情報共有体制の整備 8.情報システム等の処理能力の向上 等	9
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	1.ライフラインの確保等 3.食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化 4.広域緊急交通路等の通行機能確保 等	4
		5-3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	1.食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化 2.ライフラインの確保等 3.災害発生時における電力確保 等	4
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	1.水道の早期復旧及び飲用水の確保 2.下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保 3.し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	3
		5-5	鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流、人流への甚大な影響	6.交通結節点となる都市基盤施設の整備 13.広域緊急交通路等沿道建築物の耐震化の促進 等	13
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態	1.復興計画の策定等に係る体制や手順の確立	1
		6-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	1.迅速なり災証明書発行 2.迅速な災害窓口の体制整備 3.住家等の被害認定調査・応急危険度判定体制の充実 等	6
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	1.災害廃棄物の適正処理 2.災害廃棄物の広域的な処理体制の整備 3.災害ボランティアの充実と連携強化 等	3
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	3.応急仮設住宅の早期供給体制の整備 4.住宅関連情報の提供 5.復旧資機材の調達・確保 等	6
		6-5	文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態	1.地区防災計画の策定支援 2.文化財の防災対策 3.復旧資機材の調達・確保 等	3
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害	1.市民への広報体制の整備・充実 2.生活再建、事業再開等の関連情報の提供 等	2

V 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、部局横断的な体制のもと、国・大阪府の関係組織、近隣市町村等の地方公共団体、消防団や自主防災組織等の地域組織、民間企業等と連携・協力しながら進めていく。

2. 計画の進捗管理

本計画を総合的・計画的に推進するため、具体的な取組みの進捗管理等を定期的に把握・検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進する。